

入札説明書

九州森林管理局庁舎で使用する電気の調達

九州森林管理局

はじめに

本森林管理局庁舎で使用する電気の調達の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び九州森林管理局入札注意書（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるもととする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

九州森林管理局長 真城 英一

2 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量 九州森林管理局庁舎で使用する電気の調達

予定契約電力： 184 kW

予定使用電力量： 367,000 kWh

(2) 特質等 別添仕様書のとおり

(3) 契約期間 自 令和8年4月1日 午前0時

至 令和9年3月31日 午後12時

(4) 需要場所 熊本県熊本市西区京町本丁2番7号 九州森林管理局庁舎

(5) 入札方法 入札書に記載する金額は、各者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当局が別途指示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 各省庁から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 令和7・8・9年度競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、九州地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、別添4に掲げる入札適合条件を満たすこと。
- (7) 九州森林管理局入札注意書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4 契約条項を示す場所等

場 所 〒860-0081

熊本県熊本市西区京町本丁2番7号

九州森林管理局 総務企画部 経理課 企画係

電話：096-328-3574

日 時 令和7年12月15日から令和8年2月4日まで

午前9時から午後4時まで

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。

5 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、令和8年1月22日（木）午後4時までに別添3に掲げる書類を電子調達システム上で提出すること。

紙入札方式での参加を希望する者は、上記4の場所及び日時までに持参又は郵送により提出すること。なお、九州森林管理局から該当書類を求められた場合には、これに応じなければならない。

また、提出された書類は九州森林管理局において審査するものとし、上記3競争参加資格に適合していると判断された者のみ参加できるものとする。

6 入札執行の日時、場所等

(1) 入札及び開札の日時・場所

入札日時 令和8年1月30日（金）午前9時00分から令和8年2月4日
(水) 午後4時00分まで

入札場所 電子調達システム上

ただし、紙入札方式で参加する者は、九州森林管理局総務企画部経理課企画係（熊本県熊本市西区京町本丁2番7号）へ入札書

を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

開札日時 令和8年2月5日（木）午前9時30分

開札場所 九州森林管理局1階会議室 熊本県熊本市西区京町本丁2番7号

（2）入札書の提出方法

ア 電子調達システムによる入札の場合

（1）の日時までに、九州森林管理局入札注意書に定める様式1及び別紙内訳を電子調達システムにより提出した上で、入札書を同システムにより提出するものとする。

イ 紙入札方式での参加の場合

九州森林管理局入札注意書に定める様式2により書面を令和8年2月4日（火）午後4時までに持参又は郵送により提出し、契約担当官等の承諾を得た場合に限り、九州森林管理局入札注意書に定める様式1による入札書に別紙内訳を添付して（1）の日時及び場所に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。入札書を電話、FAX等により提出することは認めない。なお、入札書の日付は、令和8年2月4日以前の日付とし、それより後の日付は無効とする。

ウ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（3）入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

7 落札者の決定方法

（1）有効な入札書を提出した者であって、該当入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する質問の受付

（1）この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合には、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 提出期限 令和8年1月29日（木）午後4時まで
ただし、持参する場合の受付時間は、平日午前10時から午後4時まで（午後12時から午後1時は除く）とする。

イ 提出場所 4に示す場所

ウ 提出方法 持参又は郵送によって提出すること。

（2）（1）の質問に対する回答は、令和8年1月30日（金）午後3時までにメール等により行うとともに、必要に応じ九州森林管理局ホームページで公表する。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koukoku_qanda/koukoku_q-a.html>

9 暴力団排除に関する誓約

該当業務の入札については、九州森林管理局入札注意書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

10 その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、電子調達システム上で公表し、紙方式での参加者へは電話又は書面により結果を通知する。また、後日、九州森林管理局ホームページでも公表するもとする。

(2) 支払いに関する留意事項

本契約に伴う支払いについては、九州森林管理局使用分及び熊本国税局使用分に分割して支払うものとする。

詳細は契約書（案）第9条（料金の請求及び支払）を参照のこと。

(3) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

政府電子調達システム（GEPS）

ホームページアドレス<<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/0ZA0101>>

ヘルプデスク 0570-014-889（ナビダイヤル）

受付時間 平日 午前8時30分～午後6時30分

ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、前記4の場所へ必ず連絡すること。

(別紙)

九州森林管理局 入札注意書
(物品役務 最低価格落札方式)

1 趣旨

九州森林管理局の所掌する（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書（案）、その他関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3 入札保証金及び契約保証金

競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除とする。

4 入札書の書式等

入札者は、別紙入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合には、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において、「電子調達システムにより入札書の提出すること」と指定されている入札において、紙方式による入札書の提出を希望する場合は、様式2「電子入札案件の紙入札方式での参加について」を作成し、指定された日時までに提出しなければならない。

5 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税であるかを問わず、見積もった契約金額の110分100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札書の提出

(1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合は

その名称及び商号）、宛名（支出負担行為担当官九州森林管理局長殿と記載）及び「令和8年2月5日開札 九州森林管理局庁舎で使用する電気の調達の入札書在中」と朱書きして、入札書締め切り日時までに提出すること。また、競争参加資格を証明する書類を令和8年1月22日（木）までに提出すること。

(3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続き従い、入札書締め切り日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札が到着しない場合があるので、時間に余裕を持って行うこと。

7 代理人（代理人又は複代理人）による入札

代理人等により入札を行う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならぬ。

8 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、該当入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を提出しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑧ 入札に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑨ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑩ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑪ 内訳書を提出することとされている入札において、内訳書の提出のない入札
- ⑫ 内訳書を提出することとされている入札において、内訳書の合計額が入札書と異なる入札
- ⑬ その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

11 開札の方法

- (1) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機すること。
- (3) 入札者又は代理人等は開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかつた場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに電子くじにより落札者を決定するものとする。

13 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

14 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適切な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。